

地本ボーリング大会

○6月23日(土) 13時～
 ○会場はラウンド1新潟店

○新潟駅南口よりシャトルバスが
 12時30分に出ます。それに
 御乗車ください。

○終了後は懇親会を行います。多くの
 組合員の参加をよろしくお願
 います。



神奈川労災職業病センター 池田理恵

故・守橋久仁雄氏「労災」認定報告集会が5月30日に開催されました。
 (NPO)神奈川労災職業病センターの池田理恵さんから今日までの取り組みについて報告がありました。

1996年からセンターに就職し専従職になった。アスペクト・肺など。
 国労神奈川地区本部とのつながりがあった。地区本部は独自のアスペクト基金を持っている。



NO. 948
 発行
 2018年
 6月12日
 国鉄労働組合
 新潟地方本部
 発行責任者
 加藤 秀夫
 編集責任者
 教 宣 部

現退一致で取り組む

1996年からセンター・専従職

神奈川労災職業病センターは、横浜・京浜工業地帯で労働者の立場に立ったセンターとして発足した。

故・守橋久仁雄氏「労災」認定報告集会



守橋さんの死亡診断書で呼吸障害だとわかった。健康管理手帳を取得してわかった。健康診断も取得してわかった。本人の状況がわからないと保障が難しい。
 一番最後に吸った場所、職場を特定すること。JRでは新津の職場が怪しいと新津労基署へ労災認定申請の準備をした。
 作業がどうだったのか、一番最後の職場はJRだと補償が大きい。旧国鉄では、当時の賃金を考える。新津労基署へ労災認定の申請をした。しかし新津労基署は最後に吸った職場でないと判断された。

早期の認定となった



旧国鉄時の作業についての申請を提出し、業務災害認定となった。作業内容について、家族が把握できる環境や退職者組合との連携で早期の認定となった。
 各職場の検修作業を知ることができた。職場によって扱う車両が違う。
 保障については賃金+上澄みも勝ち取ることが出来た。鉄道整備運輸機構は、認定後、守橋さんの自宅へ訪問している。
 旧国鉄へ申請を提出する前に労基署へ労災認定の申請をすること。作業などの写真があると良い。

労災と業災の違い



業務災害は公的機関での認定(公務災害)。労災は民間会社が認定したもの。旧国鉄は、ほぼ労災と同じ保障基準だ。

組織的に取り組むことができた

相談が入ってから、新潟地本、退職者組合と連携して取り組むことができた。
 個人的相談でしかも亡くなられたあとだと同僚探しに苦労することがある。そういう意味でも組合など一緒に対応することから作業内容を確認することができた。
 作業内容がわからないとわずかな手がかりで時間を要することがあるから。

また、国労としても組織的に取り組むことは後に続く人たちにも影響して来る。
 アスペクトや粉じん暴露作業は退職後に多く発症するので現退一致で取り組めたことは私自身も助かった。

今後の課題



旧国鉄・JRにまたがって働いた方の、じん肺やアスペクト被害の相談においてこの窓口なのか迷うケースが現在も出ている。
 この部分について国労、退職者組合と引き続き追求して行きたいと思う。



経過と感想

退職者組合新潟地連 儀藤事務局長

今回の認定手続きをするため故人が遺族の皆様と関係者各位にどれほど負担をかけたかは経過報告から一目瞭然と思います。

限定職業・職種だけ認定

当初相談を受けたときは正直、難しいなと思いました。「アスベスト」なら法律で認定されているが「じん肺」は限定された職業・職種しか認定されていない。JR東日本も社員には対象となる作業をやらせていない国鉄時代の事は関知しないと一貫して交渉の場であらかにしてしまいました。と言うものの、人と建物はそっくりJRに引き継いでいて、石綿が多くの建物・部品に使用されています。現に特殊健康診断（レントゲン撮影）を年2回社員の希望者で実施しています。

鉱山労働者やトンネル工事従事者は認定されているとマスコミで知っていました。後で知ったことですが粉塵作業は24種類の内に該当しなければ認定されない。

親切に対応

その中、退職者組合東京地連の情報紙に目が留まり、NPO法人神奈川労災職業病センターを知り電話で相談をしてみました。事務所のスタッフである、池田理恵さんから親切に対応して頂きました。

労災認定 認めさせたい

最初は、JR新潟支社に対して守橋久仁雄氏の職歴が欲しいと事前に組合を通じて、家族から人事課に電話で申し込みましたが、担当は鉄道整備運輸機構であると言いはり、出し



渋っていました。遺族の家庭に電話FAXで13行の簡単な文書が送られてきました。

こんな態度に、何としてもJRに「労災認定」を認めさせたいと思う気持ちが強くなり、JRの壁に何とか穴を開けたいと思ひ、遺族と共に2017年3月15日、新津労働基準監督署に「労働災害申請書」を提出しました。

故人の国鉄時代・JR時代の同僚の聞き取り調査は時間と労力を要することになりました。（労基署の聞き取り調査も実施された）

2017年7月21日新津労働基準監督署から「不支給決定通知」（労災認定できない）が届きました。2017年8月2日「保有個人情報開示請求」「不支給処分取消審査請求」を申し立て。（郵送）

業務災害認定の通知

今後は鉄道整備運輸機構に申請手続きを並行して取り組むことを確認しました。「業務災害認定申請書」提出（9・22）。

業務災害認定書提出にあたり、労働局提出の書類一式を再提出した。12月4日鉄道整備運輸機構から「業務災害認定」通知され、担当者が守橋さんの自宅訪問したいと申出、期日については2018年1月15日。当日は事務局も立会いすることを



確認、鉄道整備運輸機構担当者2名事務局3名、遺族1名のもと遺族補償一時金の書類を担当者が持参し署名捺印する。

今後の扱いを検討し（遺族は鉄道整備運輸機構の補償で、労災認定の方は終了したいと意向を表明）結論

アコー&ホルン演奏



○報告集会終了最後に、池田さんのアコーと福富書記長のホルンの演奏がありました。池田さんは、わざわざ自宅からアコーディオンを持参でしていただきました。素晴らしい演奏でした。個々で練習し当日、初めて二人で合わせたそうです。素晴らしい演奏でした。
ありがとうございました。

今後の取組み

は次回に出す、「休業補償給付」と「療養補償給付」を申請することを確認。
余談ですが、死亡診断書の病名を巡り、運輸機構の担当医（石綿じん肺）と診断書の主治医（じん肺）の折り合いが合わず、認定されるまで時間を要した。
労働局に提出した「再審査請求書」を取り下げる。（12・22）
3月14日、遺族と事務局で協議し遺族は「これで終了したい、裁判までは考えていない」。事務局は「労災認定まで至らなかったことは不本意であるが了解する」

①自分の体に不安を抱いたら、自ら医療機関（専門医）に相談し受診する。

②現職・退職者組合員や周りの人に同じような人がいないか点検する。
③国労新潟地本と退職者組合新潟地方連合会は相談窓口となる。
④上部機関と密接に連絡を取り合う。

報告集会最後は福富書記長の団結がんばろう！で、さらに団結を深めました。

